

322

経済社会理事会決議一五〇三

(XLVII)(人権及び基本的自由の侵害に関する通報を取り扱う

手続)

採 択 一九七〇年五月二七日
国際連合第四八回経済社会理事会

経済社会理事会は、

人権委員会決議七(XXXI)及び一七(XXX)並びに差別防止及び少数者保護小委員会決議二(XXIX)に留意して、

一 差別防止及び少数者保護小委員会に対し、地理的配分に妥当な考慮を払い、五人を超えない委員で構成する作業部会を任命する権限を付与する。同作業部会は、毎年一回小委員会の会期直前に一〇日を超えない期間非公開で会合して、一九五九年七月三〇日の理事会決議七二八F(XXVIII)に基づき事務総長が受領する通報で、政府回答がある場合にはそれぞれともに、小委員会の付託事項の範囲内における重大かつ信頼できる程度に立証された人権及び基本的自由の侵害の一貫した形態を示すと思われるすべての通報を、それらの通報への小委員会の注意を喚起するため、通報に関する政府回答を含めて審議する。

二 差別防止及び少数者保護小委員会が、この決議実施の第一段階として、第二三会期において、事務総長が理事会決議七二八F(XXVIII)に基づき、かつ、一九六七年六月六日の理事会決議一二三五(XLII)に従って、受領する通報の受理可能性の問題を取り扱うための適当な手続を立案すべきことを決定する。

三 事務総長に対し、第二三会期における小委員会の審議のため、通報の受理可能性の問題に関する文書

を準備するよう要請する。

四 事務総長に対し、さらに次のことを要請する。

(a) 理事会決議七二八F(XXVIII)に従い事務総長が準備する通報の一覧表及びその要録を、政府から受理する回答の正文とともに毎月小委員会委員に提供すること。

(b) 通報者の身元の開示に関する理事会決議七二八F(XXVIII)(b)の規定に妥当な考慮を払い、作業部会委員が要求することのある通報一覧の原本を会議において当該委員の利用に供すること。

(c) 作業部会が小委員会に付託する通報の原本を作業言語で小委員会委員に配布すること。

五 差別防止及び少数者保護小委員会に対し、人権小委員会による審議を必要とする重大かつ信頼できる程度に立証された人権侵害の一貫した形態を示すと思われる特定の事態を人権委員会に付託するかどうかを決定するため、一に従い、作業部会委員の多数決によつて付託される通報、通報に関する政府回答及びその他の関連情報を非公開の会合において審議するよう要請する。

六 人権委員会に対し、小委員会によつて付託される事態を審査した後、当該事態について次のことを決定するよう要請する。

(a) 理事会決議一二三五(XLII)三に従い、人権委員会による徹底的な研究並びに理事会に対する報告及び報告に関する勧告を必要とするかどうか。

(b) 委員会が任命する特別委員会の調査の対象となるかどうか。この調査は関係国の明示の同意の下にのみ開始され、かつ、当該国と絶えず協力し、当該国との協定が定める条件の下に遂行される。いかなる場合にも、調査は、次の場合に限り開始することができる。

(i) 国内で利用可能なすべての手段が試みられ、かつ、それが尽くされたこと。

(ii) 事態が、国際連合及び専門機関の設立文書若

しくはそれらが採択した条約又は地域的な条約において定めるその他の手続によって取り扱われている事項又は関係国が当事国である一般的な若しくは特別の国際協定に従いその他の手続に付託することを望む事項に関係しないこと。

七 人権委員会が関係国の同意を得て調査を行う特別委員会を任命する場合には、次のことを決定する。

(a) 特別委員会の構成は、人権委員会が定める。特別委員会の委員は、その能力及び公平性に疑問の余地のない独立の個人とする。その任命は、関係国政府の同意を条件とする。

(b) 特別委員会は、その手続規則を定める。それは定足数規則に従う。特別委員会は、必要がある場合には通報を受理し、証人を尋問する権限を有する。調査は、関係国政府と協力して行われる。

(c) 特別委員会の手続は非公開とし、その審理は非公開の会合で行い、かつ、その通報はいかなる形でも公表されない。

(d) 特別委員会は、調査の前、その間及びその後においても友好的解決のため努力する。

(e) 特別委員会は、適当と認める見解と提案を付して人権委員会に報告する。

八 差別防止及び少数者保護小委員会又は人権委員会がこの決議の実施のためにとるすべての行動は、人権委員会が経済社会理事会に勧告することを決定する時まで非公開とすることを決定する。

九 事務総長に対し、国際連合事務局人権部の現職員を利用して、この決議の実施に要求されることのあるすべての便益を提供することを決定する。

一〇 人権及び基本的自由の侵害に関する通報処理のためこの決議に定める手続は、当該通報を取り扱う権限を有する新しい機関が国際連合内で又は国際協定によって設立される場合には再検討すべきことを決定する。